

ベーコン類に関する 個別品目ごとの表示ルール の見直しの検討について

- 1 ベーコン類の個別ルール
- 2 業界団体等の要望の概要

令和7年10月

消費者庁食品表示課

1 ベーコン類の個別ルール

未検討の品目 ●：ルールあり、－：ルールなし、△：検討中

個別的義務表示がある品目	別表第3	別表第4				別表第5	別表第19	別表第20	別表第22
	食品の定義	横断的義務表示事項に係る個別ルール				名称規制	加工食品の 個別的義務 表示	表示の 様式・方法	表示禁止 事項
		名称	原材料名	添加物	内容量				
ベーコン類	●	●	●	－	－	●	－	－	●
ハム類	●	●	●	－	－	●	－	－	●
プレスハム	●	●	●	－	－	●	●	●	●
混合プレスハム	●	●	●	－	－	●	●	●	●
ソーセージ	●	●	●	－	－	●	●	●	●
混合ソーセージ	●	●	●	－	－	●	●	●	●

令和7年1月以降個別分科会にて一度検討済みの品目 ●：維持、△：一部改正、×：廃止、■：ルールなし

個別的義務表示がある品目		別表第3	別表第4				別表第5	別表第19	別表第20	別表第22
		食品の定義	横断的義務表示事項に係る個別ルール				名称規制	加工食品の 個別的義務 表示	表示の 様式・方法	表示禁止 事項
			名称	原材料名	添加物	内容量				
第8回	果実飲料	△	△	検討	×			△	△	検討
	豆乳類	●	●	×	×		●	△	●	×
第9回	乾燥スープ	△	●	×	×	×	●	×	×	検討
	風味調味料	△	検討	×				×	×	×
	しょうゆ	●	●	×			●			△
第10回	凍り豆腐	●	●	×	×	×		×	×	×
	乾めん類	●	●	×	×	×		△	△	●
第11回	削りぶし	△	△	×		×	×	×	×	×
	煮干魚類	●	●	×		×				×
	食酢	●	●		×		×	△	△	△
第12回	ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料	△	△	×		×	△			×
	食用植物油脂	△	△	×			×			△
	農産物漬物	△	●	△						×
第13回	トマト加工品	△	●	△			△	△	△	×
	にんじんジュース及びにんじんミックスジュース	●	●	△			●			×
	ウスターソース類	●	●	△			●			×

2

2

○別表第3：食品表示基準の対象となる食品に係る定義

食品	用語	定義
ベーコン類	ベーコン	次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。 一 豚のばら肉（骨付のものを含む。）を整形し、塩漬し、及びくん煙したもの 二 ミドルベーコン又はサイドベーコンのばら肉（骨付のものを含む。）を切り取り、整形したもの 三 一又は二をブロック、スライス又はその他の形状に切断したもの
	ロースベーコン	次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。 一 豚のロース肉（骨付のものを含む。）を整形し、塩漬し、及びくん煙したもの 二 ミドルベーコン又はサイドベーコンのロース肉（骨付のものを含む。）を切り取り、整形したもの 三 一又は二をブロック、スライス又はその他の形状に切断したもの
	ショルダーベーコン	次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。 一 豚の肩肉（骨付のものを含む。）を整形し、塩漬し、及びくん煙したもの 二 サイドベーコンの肩肉（骨付のものを含む。）を切り取り、整形したもの 三 一又は二をブロック、スライス又はその他の形状に切断したもの
	ミドルベーコン	次に掲げるものをいう。 一 豚の胴肉を塩漬し、及びくん煙したもの 二 サイドベーコンの胴肉を切り取り、整形したもの
	サイドベーコン	豚の半丸枝肉を塩漬し、及びくん煙したものをいう。
	半丸枝肉	豚のと体をはく皮し、又は脱毛し、内臓を摘出し、並びに頭部、尾部及びし端を除去し、これをせきついに沿って二分したものをいう。
	胴肉	半丸枝肉から肩及びももの部分を除いたもの又はこれを除骨したものをいう。

○別表第 4 : 横断的義務表示事項に係る個別のルール

食品	表示事項	表示の方法
ベーコン類	名称	次に定めるところにより表示する。 一 ベーコンにあつては「ベーコン」と、ロースベーコンにあつては「ロースベーコン」と、ショルダーベーコンにあつては「ショルダーベーコン」と表示する。 二 ブロック、スライス又はその他の形状に切断して容器包装に入れられたものにあつては、一に定める表示の文字の次に、括弧を付して、「ブロック」、「スライス」等その形状を表示する。
	原材料名	使用した原材料を、次の一及び二の区分により、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、それぞれ一及び二に定めるところにより表示する。 一 原料肉は、ベーコンにあつては「豚ばら肉」と、ロースベーコンにあつては「豚ロース肉」と、ショルダーベーコンにあつては「豚肩肉」と表示する。 二 原料肉以外の原材料は、次に定めるところにより表示する。 イ 「食塩」、「砂糖」、「植物性たん白」、「卵たん白」、「乳たん白」、「たん白加水分解物」、「香辛料」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。 ロ 使用した砂糖類が 2 種類以上の場合、イの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、「砂糖、水あめ」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあつては、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

○別表第5：名称規制に係る食品及びその名称

	食品	名称
ベーコン類	ベーコン	ベーコン
	ロースベーコン	ロースベーコン
	ショルダーベーコン	ショルダーベーコン

○別表第22：個別食品に係る表示禁止事項

食品	表示禁止事項
ベーコン類	「特級」、「上級」又は「標準」の用語と紛らわしい用語 - 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語。ただし、品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であって受賞年を併記してあるものに表示する場合は、この限りでない。

項目	見直し要望	
別表 3 定義	一部改正	定義があることにより、他の食品との区別を明確にしているため現状維持を希望。 ただし、ミドルベーコン、サイドベーコンは流通実態がほぼ無いため定義を削除。 半丸枝肉、胴肉の用語もこれに付随して削除。
別表 4 個別ルール（名称）	一部改正	定義と合わせ現状維持を希望。 ただし、形状については外観から判断できるため削除。
別表 4 個別ルール（原材料名）	廃止	横断ルールに統一とし削除。
別表 5 名称規制	現状維持	類似商品と区別するため現状維持を希望。
別表22 表示禁止事項	廃止	横断的な表示禁止事項や景品表示法を参考に判断できると考えられるため削除。